

居宅療養管理指導 おはよ一調剤運営規程

(事業の目的)

第1条 おはよ一調剤が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の薬剤師が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 おはよ一調剤が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 おはよ一調剤
- 2 所在地 岩手県滝沢市鶉飼笹森43-14
TEL 019-684-2084
FAX 019-684-2089

2166

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

薬剤師 1人以上

薬剤師は、医師、歯科医師の指示の基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 9:00～18:00
土曜日、日曜日、祝日及び12月28日～1月3日を除く。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、滝沢市とする。

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、介護告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第9条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故処理)

第10条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条

1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はおおよそ一調剤が定めるものとする。

付則 この規程は平成30年10月16日施行する。